

第 7 次山形県教育振興計画検討委員会要項

(趣 旨)

第 1 この要項は、第 7 次山形県教育振興計画策定要綱第 5 に規定する第 7 次山形県教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

(設置期間)

第 2 検討委員会の設置期間は、委員の委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(委 員)

第 3 検討委員会の委員は学識経験者等で構成する。

- 2 検討委員会に委員長を 1 名置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要がある場合は、委員以外の者に意見を求めることができる。

(事務局)

第 4 検討委員会に事務局を設ける。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長、幹事を置き、それぞれ以下の者をもって充てる。

事務局長 教育局長

事務局次長 教育次長

幹事 教育センター所長、各教育事務所長、教育局本局各課長、室長及び主幹、知事部局の関係部局の課長等

- 3 事務局にワーキンググループを置き、計画の策定に必要な調査、研究及び協議等を行う。
- 4 ここに定めるもののほか、事務局に必要な事項は事務局長が別に定める。

(その他)

第 5 この要項に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。